

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県立美術館条例	公 布 日	昭和57年3月29日
条 例 番 号	昭和57年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	教育委員会事務局社会教育・文化財保護課	電 話 番 号	059-224-3322
条例の概要	博物館法第18条及び同法第22条の規定に基づき、県立美術館の設置並びに美術館協議会の設置、その委員の任命基準、定数及び任期その他美術館協議会に関し必要な事項をそれぞれ定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県民の教育、学術及び文化の発展のために設置された博物館施設であり、目的に照らし現在でも妥当性を有するものである。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	美術作品や資料の収集、保管、学術研究及び調査等の事業を行うために必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外的手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	博物館法の規定により、条例で定めなければならないものである。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	博物館法第18条及び第22条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	生涯学習の振興(地域と連携した社会教育の推進: 施策26202) に合致する。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	博物館法の規定により、条例で定めなければならないものである。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	博物館法の規定により条例であることが必要であって、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	誰もが利用できる施設であり、広く県民に効果が及ぶ。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	利用料の徴収対象は適切である。
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。			無	無